

古代王権の表象

— 槻木・厨子・椅子 —

仁藤敦史

はじめに

本稿は、古代王権における表象物の重要な素材として神聖視された槻木および樹下の神聖空間を位置付けたうえで、その素材を用いたと考えられる厨子や高御座の椅子について、文献史の立場から概観を試みたものである。

一 聖地としての槻下

槻木は、ニレ科の落葉高木である櫟（ケヤキ）の古名である。⁽¹⁾「百枝」「大槻」と表記されるように樹勢が盛んで大木になることが多いため、古代では木そのものが神聖視されるだけでなく、その樹下空間も聖地・聖域となり、儀式・儀礼さらには寺院・官衙・邸宅などの占地場所としてしばしば活用された。⁽²⁾木材としては建築材や家具、弓の素材⁽³⁾としても使用されたことが確認される。

槻木についての文献での記載が詳細なのは、『古事記』にみえる三重の采女についての伝承である。雄略天皇が、長谷の「百枝槻」の下で酒宴を開催した時、三重の采女が杯に槻木の葉を入れたまま天皇に差し出したため、天皇は激怒し采女を斬ろうとしたが、機転を利かせて天皇賛美の歌を歌い、その難を逃れたと伝承する。

01 『古事記』雄略段

又、天皇、坐^三長谷之百枝槻下、為^三豊樂^一之時、伊勢国之三重採、指^三拳大御蓋^一以獻。爾、其百枝槻葉、落浮^三於大御蓋^一。其採、不知^三落葉浮^三於蓋^一、猶獻^三大御酒^一。天皇、看^三行其、浮蓋之葉^一、打^三伏其採^一、以^レ刀刺^三充其頸^一、將^レ斬之時、其採、白^三天皇^一曰、「莫^レ殺^三吾身^一。有^三応^レ白事^一」、即歌曰、

纏向の 日代の宮は 朝日の 日照る宮 夕日の 日光る宮 竹の根の 根足る宮 木の根の 根延ふ宮 八百土よし い杵築きが枝は 上つ枝は 天を覆へり 中つ枝は 東を覆へり 下枝は 夷を覆へり 上つ枝の 枝の末葉は 中つ枝に 落ち触らばへ 中つ枝の 枝の末葉は 下つ枝に 落ち触らばへ 下枝の 枝の末葉は 在り衣の 三重の子が 捧がせる 瑞玉蓋に 浮きし脂落ちなづさひ 水こをろこをろに 是しも あやに畏し 高光る日の御子 事の 語り言も 是をば

ここで語られている槻木の属性としては「百枝槻」あるいは「百枝槻葉」とあるように樹勢が盛んであることで、さらに上つ枝・中つ枝・下つ枝という三層に形容される円錐形を押しつぶした樹形により、枝葉が直近の下層に落ち触れる様子が語られている。

特集 2 玉座

槻木の神聖性については、歌謡によれば檜造りの纏向宮（歌謡には雄略の長谷宮ではなく「纏向の 日代の宮」とあるように景行の宮が詠まれている点は問題だが）における新嘗屋に接して所在したとあり、宮殿が槻木を意識して占地されたことが確認される。宮名には、美称として植物名が含まれるものが多いが、『日本書紀』に用明天皇の宮号が「磐余池辺双槻宮」とあり、斉明天皇も田身嶺上の「両槻樹」の周辺に起てた「観」を「両槻宮」と名付けたとされていることはこの場合には参考となる。⁽⁴⁾ さらに重要な儀礼を執行する新嘗屋がそばに建てられたことも、槻木の依り代としての神聖性を示している。

こうした樹木自体の属性や神聖性を前提としたうえで、槻木の形状が「天・東・夷」という同心円的な世界観を象徴し、その樹下たる中心には天皇治世の宮室が所在するという構図がここでは語られている。

従来、こうした「天・東・夷」という三者の地理的包含関係がどのようなものであるか議論されてきた。⁽⁵⁾ 私見の結論だけ述べれば、観念的には「天・東・夷」の順で上下三層の同心円的な空間観念を示すとするのが妥当である。つまり、宮が世界の中心であるとすれば、宮室こそが天との接点に位置するだけでなく（治天下の宮）、さらに天はより高次な上層から傘のように空間的に周辺部の「東」や「夷」も覆うと観念するならば（普天率土と表現される広大無辺な天下観念）、円錐形の槻木の形状とは逆に逆円錐形的に構想された空間意識を読み取ることが可能となる。落ち葉は意識のうえで世界全体を覆う「天」からロート状に収斂して治天下の中心に位置する天皇の杯や三重の采女の衣まで落下するのであり、「天」が「東」や「夷」を貫通して治天下の宮に接している樹木の幹のイメージを語っていることになる。したがって、中層の「東」は下層の「夷」と重層しつつも、

より遠方の特殊な地域を示す概念として解釈される。「纏向の 日代の宮」という景行天皇の宮室が詠まれていることも関係し、景行朝におけるヤマトタケルの蝦夷征討伝承では、『日本書紀』が陸奥国までを対象としているのに対して、『古事記』では関東地域までしか対象になっていないことを前提にすれば、特殊な「夷」としての「東」が語られていると考えられる。⁽⁷⁾

さて、槻木が有した神聖性により、重要な施設の占地に影響を与えた事例としては以下のような史料を示すことができる。

02 『万葉集』卷二十一四三〇一番歌詞書

三月十九日、家持之庄門槻樹下宴飲歌二首

03 『常陸国風土記』行方郡条

郡家南門、有二大槻、其北枝、自垂触_レ地、還聳_三空中_一。其地、昔有二水之沢。今遇_三霖雨_一、庁庭湿潦。郡側居邑、橘樹生之。

04 『続日本後紀』承和十四年六月甲寅条

霖雨止息。先_レ是。左相撲司伐_三葛野郡々家前槻樹_一作_三大鼓_一。有_レ崇。由_レ是。奉_三幣及鼓於松尾大神_一以祈謝。〈用_レ鼓牛皮十二張。一面六張。〉

これらの事例によれば、まず『万葉集』には、大伴家持が田舎で経営した庄（タドコロ）の門、おそらくは正門としての南門に接して「槻樹」が存在し、宴会や飲食を行う聖なる空間として位置付けられていたことが記されている。

つぎに『常陸国風土記』には行方郡の郡家の南門に接して同じく「二大槻」があり、その北側の枝は「自然に垂れ下がって地面に触れて、再び反り返って空に聳える」特異な形状であったことが述べられている。当該地は、溪流があったため、長雨の際には、郡家の庁庭に

水がたまる場所であり、必ずしも適地ではなかったと考えられるが、「一大槻」の神聖性を重視して占地されたことが想定される。それから、山城国葛野郡の郡家の前にも「槻樹」が存在したが、妄りにその木を用いて太鼓を作ったため崇りがあり松尾大社に謝したとある。ここからも郡家の占地と崇りをなす神聖性を読み取ることができる。さらに寺院の占地と槻木の関係については、額田寺の事例がある。

05 「額田寺伽藍並条里図」(国立歴史民俗博物館蔵)

十条四里三坪「槻本田四段廿歩」(坪の西北隅に樹木の絵画表現)

この絵図には、額田寺の伽藍とその南門に接して複数の樹木が描かれている。実物によれば、そこには三本ほどの樹木が確認される。具体的には「槻本田」という小字的な坪名称に拠るならば、そこに描かれた樹木は槻木とする想定が可能である。この場合にも先行する槻木の場所を考慮して、額田部氏の氏寺としての額田寺の占地がなされたと解することは不自然ではない。

ところで、槻木の性格を考える史料は、この他にも存在する。

06 『万葉集』巻二二〇七番歌題詞・二二〇番歌

柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌

(中略)

うつせみと 思ひし時に(一に云ふ、「うつせみと思ひし」) 取り持ちて 我が二人見し 走り出の 堤に立てる 槻の木の ちごちの枝の 春の葉の 繁きがごとく思へりし 妹にはあれど 頼めりし 児らにはあれど……

07 『常陸国風土記』行方郡条

所以称行方郡者、倭武天皇、巡狩天下、征平海北。当是、経過此国、即、頓幸槻野之清泉、臨水洗手、以玉為井。(今

存行方里之中) 謂玉清水。

堤に枝を伸ばしている様子や清泉の近くに「槻野」があることに注目するならば、水との関係が深い場所に生育していることが指摘できる。行方郡の郡家近くの「一大槻」もかつて溪流が存在した場所であり、額田寺の南門付近も佐保川の自然堤防の後背湿地位置していることが想起される。水辺に生育する大木に対する神聖な信仰がいずれの場合にも共通していることが指摘できる。

最後になったが、寺院と槻木との関係を示す著名な事例としては飛鳥寺の西に存在した「槻樹」がある。

08 『日本書紀』皇極三年正月乙亥朔条

中臣鎌子連……歴試接於王宗之中、而求可立功名之主。便附心於中大兄、疏然未獲展其幽抱。偶預中大兄於法興寺。槻樹之下、打鞠之侶、而候皮鞋隨鞠脱落、取置掌中、前跪恭奉。中大兄对跪敬執。自茲相善俱述所懷、既無所匿。

09 『日本書紀』孝德即位前紀皇極四年六月乙卯条

天皇・皇祖母尊・皇太子於一大槻樹之下、召集群臣、盟曰。

10 『日本書紀』天武元年六月己丑是日条

爰留守司高坂王及興兵使者穗積臣百足等、擿飛鳥寺西槻下、為營。唯百足居小壘田兵庫、運兵於近江。時營中軍衆聞熊叫声、悉散走。仍大伴連吹負率數十騎、劇來。則熊毛及諸直等共与連和。軍士亦從。乃拳高市皇子之命、喚穗積臣百足於小壘田兵庫。爰百足乘馬緩來、逮于飛鳥寺西槻下。有人曰、下馬也。時百足下馬遲之。便取其襟以引墮、射中一箭。因拔刀斬而殺之。

11 『日本書紀』天武六年二月是月条

特集2 玉座

饗_二多禰嶋人等於飛鳥寺西槻下_一。

12 『日本書紀』天武九年七月甲戌朔条

飛鳥寺西槻枝、自折而落之。

13 『日本書紀』持統二年十二月丙申条

饗_二蝦夷男女二百一十三人於飛鳥寺西槻下_一。仍授_二冠位_一、賜_レ物各有_レ差。

14 『日本書紀』持統九年五月丁卯条

觀_二隼人相撲於西槻下_一

法興（飛鳥）寺の西には「槻」「槻樹」「大槻樹」などと表現された槻木が存在し、蹴鞠⁽¹⁰⁾や盟約の場、倭京留守司の本営、さらには南島人や蝦夷への饗宴、隼人の相撲など異種族視された辺境民との儀礼の場などとして多様に利用されている。その場所は、東西を飛鳥寺と飛鳥川に挟まれた空間で、南北には浄御原宮の苑地遺構と漏刻が発見された石神遺跡が位置する水辺の儀式空間であった。槻木との明示はないが、同一場所と想定される「飛鳥寺西」との記載には、仏教の世界観では、世界の中心に聳える高山である「須弥山」が作られ、祖先の霊を招く盂蘭盆会が開催されたともある。09の記載によれば孝徳は、「大槻樹之下」で天神地祇に対して盟約をおこなったとあり、「大槻」が天との接点であることを示している。孝徳の即位はこれより五日前に、「壇」に登って即位したことのみ記載されるが、同じ場所であった可能性が指摘されている⁽¹¹⁾。

15 『日本書紀』齊明三年七月辛丑条

作_二須彌山像於飛鳥寺西_一。且設_二盂蘭盆会_一。暮饗_二親貨邏人_一。（或本云、墮羅人。）

16 『日本書紀』天武十年九月庚戌条

饗_二多禰嶋人等于飛鳥寺西河辺_一、奏_二種種樂_一。

17 『日本書紀』天武十一年七月戊午条

饗_二隼人等於飛鳥寺西_一、發_二種種々樂_一。仍賜_レ禄各有_レ差。道俗悉見之。

辺境民の服属を誓う場所としての儀礼の場は六世紀から八世紀にかけて、①泊瀬中流―敏達朝、②（難波）朝―皇極・齊明朝、③飛鳥寺の西の広場―齊明・持統朝、④藤原宮の朝堂―文武朝のように大きく変化する⁽¹²⁾。これは、①宮外↓②朝廷↓③特定施設↓④朝堂という変化として位置付けることができる。③の特定施設での饗宴は、大王による外交権の独占過程に行われていることに着目するならば、誓約の場における大王の排他的地位を前提にした儀礼であった。伝統的に臣下の場であった「朝」を避けて、天神地祇や天皇霊、四天王、三十三天など国家の守護神らに誓う形式で秩序形成者としての大王を強調したものと推測される⁽¹³⁾。おそらく、④の都城制段階は、②（朝廷・臣下の場・多元的服属）と③（天上世界との結節点・秩序形成者としての大王・一元的服属）の性格を統合・止揚したものである。

朝堂に天皇が出御する大極殿が付加されるのは、飛鳥寺の西の広場の消滅時期と対応しており、天下の中心で天上世界との唯一の結節点である高御座の成立とも関係する⁽¹⁴⁾。高御座が天の接点とされるようになるのは、かつて宮の近傍で行われていた槻下での儀礼が廃絶して以降となるのは偶然ではない。王権の表象物が律令制度や都城制成立にともない、各地に所在した天との接点である槻木⁽¹⁵⁾から高御座へと収斂し、転換したことが指摘できる。ちなみに、浄御原宮と推定される飛鳥京跡のエビノコ（東南）郭が、『日本書紀』の天武紀が記すように「大極殿」として機能したかという議論があるが、飛鳥寺の西広場で

の儀礼との関係性からすれば、天との唯一の接点との観念において十分な段階であったと判断される。少なくとも天武・持統の即位の場所、前者が有司に命じて臨時に壇場を屋外に設けて即位したとあり（天武紀二年二月癸未条）、後者も即位の場所についての記載はなく、天武の殯宮が終了した直後とすれば、いずれも屋外の南庭の可能性が高い。律令制下における大極殿（高御座）の重要な機能である即位の場としての役割を、天武・持統期にエビノコ（東南）郭はまだ果たしていなかったと考えられる。即位場所は、孝徳の飛鳥寺の西の広場から浄御原宮内部の南庭へと変化したが、あくまで屋外の臨時的なものであり、文武の即位宣命に「高御座」が見え、元明が「大極殿」で即位したと明記されるように、恒常的な場所にまだ固定していない点で、過渡期的な様相を読み取ることができる。

以上によれば、寺院・官衙・邸宅などの重要な施設の占地場所として神聖視された槻木の周辺がしばしば利用されたこと、さらに王権への服属儀礼や王権内部の盟約などにも利用されたことが確認され、槻木が古代王権の重要な表象物として機能していたといえる。

二 赤漆文槻木厨子

『出雲国風土記』の産物記載には、諸郡に生育する樹種として「槻」がしばしば見えている（意宇・秋鹿・楯縫・神門・大原郡条）。これは、建築材や家具などに「槻木」が古くから注目されていたことを示している。この点は先述した重要な施設の占地の問題だけでなく、素材として槻木の問題を考える場合に前提となるものである。正倉院の宝物として伝わるもののなかには「槻御弓六張」以外にも、厨子や椅子の素材としても用いられている。すなわち、『東大寺献物帳』に

よれば、槻木で作られたことが明記されているのは、天武天皇から累代の皇統に伝えられた「赤漆文槻木厨子」と百済の義慈王から内大臣藤原鎌足に贈られた「赤漆槻木厨子」がある。このうち、「赤漆文槻木厨子」が現存し、『献物帳』には見えないが、大型の四脚椅子「赤漆槻木胡床」（ただし、名称は明治期に付せられたもの）が南倉に伝えられている。

18 天平勝宝八歳六月二十一日「東大寺献物帳」（正倉院文書）

厨子壹口赤漆槻木、古様作、金銅作鉸具

右件厨子、是飛鳥浄御原御宇

天皇伝賜藤原宮御宇

太上天皇、天皇傳賜藤原宮御宇

太上天皇、天皇傳賜平城宮御宇

中太上天皇、天皇七月七日傳賜平城宮御宇

後太上天皇、天皇傳賜

今上、今上謹見献盧舎那仏

（中略）

赤漆槻木厨子一口

右、百済国王義慈進於内大臣

「赤漆文槻木厨子」の伝来については、飛鳥浄御原御宇天皇（天武）・藤原宮御宇太上天皇（持統）・藤原宮御宇太上天皇（文武）・平城宮御宇中太上天皇（元正）・平城宮御宇後太上天皇（聖武）・今上（孝謙）の順番で伝領されたとするが、ここには草壁皇子や元明天皇の名前はなく、かわって持統天皇や元正天皇、孝謙天皇という女帝の名前が見える。しばしばこの伝来過程と対比されるのは、「黒作懸佩刀一口」にまつわる伝世の記載である。

特集 2 玉座

19 天平勝宝八歳六月二十一日「東大寺献物帳」（正倉院文書）

黒作懸佩刀一口（註略）

右日並皇子常所佩持、賜太政大臣、大行天皇即位之時便献、大行天皇崩時亦賜太臣、太臣薨日更献 後太上天皇

それによれば、元来は草壁皇子が愛用のもので藤原不比等に下賜され、不比等は草壁の嫡子軽皇子（後の文武天皇）が即位する時に献上、文武天皇が死去したときに再び不比等に下賜され、さらに不比等が没すると文武の嫡男首皇子（後の聖武天皇）に献上されたと記されている。この「黒作懸佩刀一口」にまつわる伝世の過程により、草壁・文武・聖武という草壁皇子の嫡系に限定された継承を象徴するものとされ、さらに不比等が皇位の継承について草壁皇子から後事を託されたものと解釈されている⁽¹⁷⁾。

しかしながら、不比等が『日本書紀』に記録されるようになるのは、草壁皇子が没する直前の持統三年以降であり、それ以前における両者の関係は不明である。さらに判事に任命された持統三年以前の不比等の政治的立場は、藤原姓の使用が、いまだ鎌足子孫に限定されない段階で、広く中臣氏にも用いられ、中臣大嶋や意美麻呂が氏上の地位にあったように過大評価できない。さらに「粟原寺鑪盤銘」などによれば、持統朝において藤原氏の氏上の地位にあった「仲臣朝臣大嶋」が「日並御宇東宮」と関係が深かったことが明記されているので、当初は大嶋に対して賜ったものを、後に不比等への賜与に改めた可能性が高い。藤原不比等の事績顕彰は、光明皇太后や藤原仲麻呂の時代に集中的におこなわれており、鎌足とともに始祖として偶像化された側面が否定できない。鎌足・不比等および武智麻呂らの功臣としての人物イメージはまさに仲麻呂の時代に『家伝』などにより積極的に形成

されてくるといっても過言ではない⁽¹⁸⁾。仲麻呂による祖先顕彰は、あくまでそれ自体が目的ではなく藤原氏嫡流としての自己の地位形成と密接な関係があった。『家伝』の編纂により功臣としての始祖の確立と藤原氏嫡系の確認をおこない、『姓氏録』序文や「中臣系図」によれば、天平宝字五年には後の『新撰姓氏録』に継承される「氏族志」の編纂を計画し、「恵美家」として「積善藤家」の地位を確立しようと試みている。不比等が皇室の草壁嫡系継承に深く関与したとの伝承を潤色することは「功臣」不比等の位置づけとしては必要なことであり、ひいては藤原氏内部の嫡系的継承（鎌足・定恵の死去により不比等・武智麻呂・豊成の失脚により仲麻呂）を草壁嫡系継承とのパラレルな関係により正統化する意味があった。淳仁即位時の尊号奉献が草壁・聖武以下の皇室だけでなく、不比等・武智麻呂・房前・仲麻呂ら藤原氏嫡系に対しても追号があったことと同じ施策である。

したがって、仲麻呂らが作成した天平勝宝八年（七五六）六月の「東大寺献物帳」にみえる黒作懸佩刀の由緒は、実際の皇位継承を示すことよりも、不比等が皇位継承に関与したキングメーカーであったことを示すことに力点があったと考えられる。「東大寺献物帳」の黒作懸佩刀の由緒は「家伝」を作成したとの同じように不比等を顕彰する必要から仲麻呂による潤色の可能性が高いと考えられる。「献物帳」の筆頭に、彼の署名がなされている点が無視できないのである。

なお、この刀は、不比等が皇太子時代の聖武天皇に贈ったとの由緒を記す「横刀一口」とともに天平宝字三年末に「除物」とされている。この理由については、光明皇后が献納後、淳仁天皇に送り、翌年一月の朝賀の儀に用いられたとの推測もなされているように、藤原氏と皇室の関係の深さを象徴するアイテムとして必要以上に権威付けられて

いる。⁽¹⁹⁾さらに刀という要素から、男性天皇に限定して贈られるという性格が看取されるので、当然ながら女帝の即位を正統化した当時の双系的な皇統意識は必ずしも反映していないことになる。

ちなみに「鎌足伝」には皇極女帝が政治的求心力を持ち得なかったことが強調されているが、これも光明皇太后没後における仲麻呂政権下の高野天皇（孝謙女帝）の評価と連動したものであり、男系による直系継承を過度に強調する立場からの潤色と考えられる。仲麻呂の立場からすれば、皇室の男系による嫡系継承および不比等による関与を強調する必然性が存在したことは疑いない。女帝の存在を無視した「黒作懸佩刀一口」にまつわる伝承は必ずしも客観的な事実を伝えていないことになるであろう。

反対に「赤漆文櫛木厨子」には伝領の要素として持統、元正、孝謙らの女帝が含まれている。そこには草壁・文武・聖武という男系の嫡系に限定された継承を象徴する「黒作懸佩刀」とは異なる原理が存在したことを示している。男帝と女帝が夫婦ペアとして継承の要素となっていることは、当時の系譜意識を示すものと考えられる。女帝が排除されていないことは、仲麻呂により作為された「黒作懸佩刀」の伝領原理よりも、正しい系譜意識を示していることになる。

すなわち元正は、『統日本紀』の宣命によると、皇統譜上では、皇后がいけない文武天皇の正妻的な立場にあり、聖武の母（王祖母）として位置づけられている。⁽²⁰⁾「天皇位が擬制を含む父母子間で継承されていくという意識」は正しく評価すべきであり、天皇の母（皇太后）として女帝を位置づける視角が従来は欠落していたことになる。父文武から擬制的な母たる「王祖母」元正を経由して、「朕が子」たる聖武へ受け継がれたものとすれば、祖母元明を経由しないことは理解され

る。そのうえで女帝で唯一人立太子した孝謙が、聖武の正統な後継者として位置づけられていることも正しく評価する必要がある。孝謙以外の女帝が立太子しないのは、こうした系譜意識と無関係ではない。なお、孝謙天皇から皇太子道祖王や淳仁天皇に伝領されず東大寺に献納されたのは、草壁直系ではない皇太子道祖王や「前聖武天皇の皇太子」に位置付けられた淳仁を正統な後継者として認めず、排他的に草壁皇統のみを純粹視する孝謙の特殊な意識によるものである（淳仁即位時には改元がなされなかった点もこうした意識によるか）。

神聖視された樹種である榎木で作られた厨子が、「献物帳」の二番目に記載され、皇位継承に関連して皇室内で伝領されたことは、王権の表象物として重要な役割を果たしていたことを示すと考えられる。

三 高御座の椅子

榎木を用いた正倉院宝物としては、もう一つ大型の四脚椅子「赤漆榎木胡床」があり、聖武天皇が生前において日常的に用いたものと推定されている。ただし、坐具としての椅子がいつから儀礼上で重要視されるようになったのかについては議論が分かれている。平安時代の儀式において天皇の座として平座や大床子とともに椅子が用いられていたことは儀式書に明記があるが、⁽²¹⁾大極殿の高御座の檀上にいつから椅子が置かれるようになったかについては、平安初期とする議論と七世紀以前からとする議論が存在する。⁽²²⁾私見は、人物埴輪にみえる椅子座の存在や『日本書紀』の胡床の記載を重視して、後者の七世紀以前からの説を支持する。

⁽²³⁾まず古墳時代の人物埴輪については、塚田良道氏の研究が注目される。これによれば、しばしば人物埴輪は、男女の坐像を中心に配置さ

特集2 玉座

れ、あぐらをかいたり（胡坐・跏趺坐）、腰掛けに坐る（倚坐）古墳の被葬者と想定される男性に相對して、正座姿や腰掛けに坐る女性が食器を捧げ持つ光景が再現でき、坐具に坐ることが一つの身分表象と考えられていた。中心人物の座り方は腰掛けに腰をかけ脚を垂らした「倚坐」と足を組んで坐る「あぐらずわり」と称される「胡坐」に大きくは二分される。これに對して「跪坐」の男性が近接して從属する配置を取り、「坐る首長」に對して「跪く人」や「立つ人」がまわりを囲むという関係が指摘されている⁽²⁴⁾。

中国では西晋以降に遊牧民族の侵入により、正座（或いは跏趺坐）から倚坐へと習俗が轉換し、唐代になると男女ともに倚坐が支配層男女の一般的な座り方になるとされる⁽²⁵⁾。一方、我が国では縄文時代以来の跏趺の伝統があり、弥生時代の木製腰掛け、古墳時代前期以来の腰掛け状石製模造品（坐板の両側縁に棒がつく形式）は、こうした伝統に對するもので、人物埴輪にみえる女性の倚坐が、中国より先行することを重視すれば、人物埴輪の倚坐や胡坐も、この系譜の延長に位置付けられる。

ただし、坐具そのものは中国の胡床の影響を受けて発達したと推測され、『古事記』『日本書紀』にも有力者が「胡床」あるいは「具床」に坐る事例は散見する。

20 『古事記』 応神段

亦其山之上、張_レ施垣_レ立_レ帷幕、詐以_レ舍人_レ為_レ王、露坐_レ具床、百官恭敬往來之状、既如_レ王子之坐所_レ而、……望_レ其嚴飭之處、以_レ為_レ弟王坐_レ其具床、

21 『古事記』 雄略段

後、更亦、幸_レ行吉野_レ之時、留_レ其童女之所_レ遇、於其処、立_レ

大御具床_レ而、坐_レ其御具床、彈_レ御琴、令_レ為_レ舞_レ其嬖子。爾、因_レ其嬖子之好舞、作_レ御歌。其歌曰、「阿具良韋能 加微能美弓母知 比久許登爾 麻比須流袁美那 登許余爾母加母」、即、幸_レ阿岐豆野_レ而、御獨之時、天皇、坐_レ御具床。……於是、作_レ御歌。其歌曰、「……夜須美斯志 和賀游富岐美能 斯志麻都登 阿具良爾伊麻志……」

22 『日本書紀』 雄略四年八月庚戌条

幸_レ于河上小野_レ。……天皇乃口号曰、「……拖磨磨积能。阿娑羅爾陀陀伺。へ一本。以陀陀伺。易伊麻伺。」施都魔积能。阿娑羅爾陀陀伺。斯斯魔都登……」

23 『日本書紀』 継体元年正月丙寅条

遣_レ臣連等、持_レ節以備_レ法駕、奉_レ迎_レ三国。夾_レ衛兵仗、肅_レ整容儀、警_レ蹕前驅、奄然而至。於是男大迹天皇晏然自若、踞_レ坐胡床。齊_レ列陪臣、既如_レ帝坐。持_レ節使等由_レ是敬憚、傾_レ心委_レ命、冀_レ尽_レ忠誠。

24 『日本書紀』 欽明十五年十二月条

へ一本云、明王乘_レ踞胡床、解_レ授佩刀於谷知_レ令_レ斬。

25 『日本書紀』 敏達十四年三月丙戌条

物部弓削守屋大連自詣_レ於寺、踞_レ坐胡床、斫_レ倒其塔_レ縱_レ火燔之、并燒_レ仏像与_レ仏殿。既而取_レ所燒余仏像、令_レ棄_レ難波堀江。

26 『日本書紀』 用明元年五月条

馬子宿祢即便隨去到_レ於磐余_レへ行至_レ於池辺_レ也。而切諫之。皇子乃從_レ諫止。仍於_レ此処_レ踞_レ坐胡床、待_レ大連焉。大連良久而到。率_レ衆報命曰、斬_レ逆等_レ訖。

27 『隋書』 倭国伝

上令^三所司訪^二其風俗。使者言、倭王以^レ天為^レ兄、以^レ日為^レ弟、
天未^レ明時出聽^レ政、跣趺坐、日出便停^三理務。

これらの事例によれば、まず応神・雄略朝の伝説的な記載には「(大御) 呉床」に坐す事例がいくつか見える(21)~(23)。「呉床」は行幸や狩りなどに使用され、坐において琴を弾いたともあるが、屋外で用いられたことを重視すれば腰掛け的な座具の可能性が高い。呉との表記から古墳時代に中国からもたらされた坐具と想定されるが、「あぐらに立つ」あるいは「あぐらに坐す」ことは、一段高い座にいることを示し、「呉床」の和訓として「阿具良」が用いられたのみで、必ずしも「あぐらをかく」ことを明示していない点には留意が必要である。

一方継体朝以降には、「胡床」に「踞坐」(腰掛ける)することが一般的に見られ(23)~(26)、この坐法が20「王子」や21「帝」としての格式を示す身分表象として記述される。継体天皇・明王・物部守屋・穴穂部皇子ら有力者が、主に外出時に座るものとして「胡床」が位置付けられ、周辺には「百官」が伺候する状況が記載されている。坐法については、「踞坐」(腰掛ける)だけでなく、「跣趺坐」(あぐらをかく)も倭王の正式な坐り方であったことが『隋書』の記載から知られるが、人物埴輪の坐法からすれば、「踞」と「跣趺」とに区別や身分差は存在していなかったと考えられる。

以上によれば、我が国では「跣趺坐」(あぐらをかく)も「胡坐」ともに、七世紀以前には跣趺の伝統があり、椅子坐(胡床に腰掛ける、またはあぐらをかくこと)の伝統がすでに古墳時代には存在していたことが確認される。

奈良時代にも聖武天皇が用いた「赤漆槻木胡床」が存在し、さらに

『延喜式』掃部式にも、設座の規定として「紫宸殿」に「黒柿木椅子」を設けること、行幸時には「赤漆床子」を設けると規定されている。

26 『延喜式』掃部52御座条

凡御座者、清涼・後涼等殿設^二錦草墊^一。(高麗錦表、薰地錦縁、緋東・裏)紫宸殿設^二黒柿木椅子^一。行幸赤漆床子(並敷^二錦褥^一)其神事并仁寿殿等座、設^二短帖^一如^二常儀^一。中宮草墊亦同^レ御。

この規定に続く58設坐条によれば、

皇太子―白木椅子(殿上・行幸通用)

親王・大臣―赤漆小床子(殿上・行幸通用)

大納言・中納言―赤漆小床子(殿上・行幸通用)

参議以下侍従以上―中床子(殿上・行幸通用)

とあり、皇太子までが椅子の使用を許されていた。『延喜式』木工式によれば「大椅子」と「小椅子」、「大床子」と「小床子」および「檜床子」の製造についての規定が見え、単位はいずれも「一脚」で、「一尺三寸」の高さを有していた。

一方、庁座の規定では、同56庁座条に親王及び中納言以上は「椅子」、五位以上は「漆床子」、自余は「白木床子」との規定があり、椅子の使用が中納言以上まで許されており、椅子使用の拡大が確認される。奈良時代までは天皇・皇太子などに限定されていた椅子の使用が、唐風化の影響により弘仁九年以降に令制の「牀」から「椅子・床子」へ拡大・転換したと考えられる⁽²⁸⁾。

平安時代後半期の仁寿殿・紫宸殿・清涼殿における儀式において椅子座が用いられたことは『江家次第』などにより確認される。それぞれ仁寿殿では内宴に「螺鈿椅子」、紫宸殿では諸節会・旬儀などに

特集2 玉座

「平文御椅子」、清涼殿では小朝拜・賀茂石清水臨時祭などに「殿上御椅子」が用いられた⁽²⁹⁾。三殿の諸行事のうち、紫宸殿の節会・旬儀などが中心的位置を占めるもので、仁寿殿と清涼殿の椅子座の行事は派生的なものと考えられる。

本来は、大極殿の高御座に置かれた椅子が根源的であり、内裏内の三殿に置かれた椅子は大極殿での行事が即位などに限定されるにともない、諸節会などが朝堂院から豊楽院を経由して紫宸殿へ移動したことに由来する措置と考えられる⁽³⁰⁾。

このように古くは槻木が担ってきた神聖性を高度に抽象化し、即位儀礼などに用いられるようになった高御座および椅子が有した天上との接点という象徴的な意味は、国土および都城の中心として重要であった。宣命における「天皇が御世御世、天つ日嗣高御座に坐して治め賜ひ慈しび賜ひ来る食国天下の業」(『続日本紀』和銅元年正月乙巳条)などの表現によれば、天皇が高御座に坐して天下を統治していることを、定型化した文章の中で述べる。基本的に奈良時代までの天皇の即位宣命には「天つ日嗣高御座」の定型句が用いられ、高御座は天皇位の象徴であると説明される。すなわち、高天原にも天つ高御座があり、そこから天皇家の先祖が連綿と受け継いできたという高天原との神話的時間の連続性を「天皇が御世御世」という表現により述べ、さらに「天」という言葉により、天上世界との唯一の結節点としての役割が高御座にあるという垂直的な空間をも表現している⁽³¹⁾。

「天」に対する「夷」の意識は、都城の中心たる大極殿の高御座(たかみくら)の存在とまさに対応する意識であり、高御座は、記紀神話で構想された天上世界との唯一の結節点として垂直的な空間および高天原との神話的時間の連続性を表象するものである。天との結節

点を統一させた高御座は、「飛鳥寺の西の広場」のような多様に存在した前代からの天を祀る諸施設を統合し、都城が成立する七世紀後半に形成された。すなわち、都城Ⅱ「みやこ」という中心Ⅱ天上世界との唯一の結節点の成立により、天から離れた「ひな」Ⅱ畿外が意識されたのである。ここでは本来中心を意識しないはずの空間的な遠近の区別(ウチとソト)から、垂直的な「天」と天から離れた場所Ⅱ「夷」という垂直的な空間認識に大きな転換が認められる。「天」と「夷」には、容易に埋めがたい文化的落差が存在すると観念され、華夷の区別を内包した大きな飛躍、断絶がその間には存在する。歴史的には都城という首都が形成されることが、この意識形成の大きな契機になったと考えられる⁽³²⁾。

おわりに

以上、古代王権における表象物の重要な素材として神聖視された槻木および、その素材を用いたと考えられる厨子や高御座の椅子について概観を試みた。奈良時代における椅子座の様相など、残された課題は多いが、ひとまずここで擱筆することとした。

注

- (1) 『日本国語大辞典』縮刷版第九巻、小学館、二〇〇一年、二六三頁「つき」の項目。
- (2) 今泉隆雄「飛鳥の須彌山と齋槻」(『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年、初出一九九二年)。保立道久「巨樹信仰と道祖神」(『史潮』三三三・三四合併号、一九九三年)、二八〜三〇頁。
- (3) 「東大寺献物帳」には「槻御弓六張」と見える(『大日本古文書』第四卷一四一頁、一九〇三年)。
- (4) 拙稿「古代における宮の成立と発展」(『古代王権と都城』吉川弘文館、

- 一九九八年)、一頁。
- (5) 「天語歌」についての研究史については、吉村武彦「都と夷(ひな)・東国」(『万葉集研究』二二、一九九七年)参照。なお、「比那」の用字はしばしば都鄙のように田舎を示す「鄙」の用字が用いられるが、すでに指摘があるように「天」との対比では「夷」が妥当と考える(平野邦雄「古代ヤマトの世界観」『史論』三九、一九八六年)。
- (6) 三重の采女出身地から鄙とする解釈もあるが、天皇と共有する空間とすれば、天との接点に位置すると解するのが妥当である。
- (7) 神野志隆光『古事記の世界観』(吉川弘文館、一九八六年)、一九八二〇二頁。
- (8) 『本朝月例』巻八一松尾祭の項には、この槻木を「我時々来遊之木也」と表記し、依り代としての役割があったことを伝えている。
- (9) 今泉隆雄註(2)論文。
- (10) 山田英雄「中臣鎌足伝について」(『日本歴史』五八、一九五三年)、同「中大兄と中臣鎌足の出会い」(『歴史公論』九一、一九八三年)によれば、『三國史記』『三國遺事』にも蹴鞠をモチーフとした同様な説話的な記事があり、史実とは認められないとする。ただし、説話の舞台として「法興寺槻樹之下」での蹴鞠を構想したこの意味は別途考える必要がある。
- (11) 和田萃「タカミクラ」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上、塙書房、一九九五年、初出一九八四年)。
- (12) 拙稿「小墾田宮と浄御原宮」(『古代文化』五一―三、一九九九年)。
- (13) 熊谷公男「蝦夷の誓約」(奈良古代史談話会「奈良古代史論集」一、一九八五年)、同「蝦夷と王宮と王権と」(『奈良古代史論集』三、一九九七年)。今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九九六年)。
- (14) 和田萃註(11)前掲論文。石上英一「律令制と古代天皇支配による空間構成」(『講座前近代の天皇』四、青木書店、一九九五)。拙稿「古代都城の首都性」(『年報都市史研究』七、一九九九年)。
- (15) 下ッ道が山田道と交差する軽の衢にも「軽の社の 齋槻」(『万葉集』巻一一―二六五六番歌)と詠まれた神聖な槻木があった。「延喜式」神名上の高市郡五四座のうちには現橿原市西池尻町字軽古あるいは大軽町の天神社に比定される「軽樹村坐神社二座」が見え(『大和志』・『神名帳考証』・『橿原市史』)、『万葉集』に詠まれる「軽の社」を示すと考えられる。貞観元年に「軽樹村神」は従五位下から従五位上に昇叙されたともある(『三代実録』貞観元年正月二十七日条)。さらに、天武天皇が広瀬野に狩をするにあたり、親王・諸臣らは「軽市」に集結、小錦以上の大夫は皆「樹下」に列座し、大山位以下の者はその前を乗馬して通り過ぎ、大路に沿って南から北へ行列したともある(天武紀十年十月是月条)。一方、さらに南方の高市郡の今来にも「槻本」「大槻」の地名がある。雄略朝の伝承に、根使主の讒言による眉輪王の変ののち、大泊瀬皇子(のちの雄略天皇)は円大臣・黒坂皇子・眉輪王らを焼き殺したが、舎人たちはその遺骨を選別できなかったため、一つの棺に納め「新漢の槻本の南の丘」に合葬したとある(雄略即位前紀)。「大和志」はこれを現在の大淀町今木に比定する。大化五年、異母弟蘇我臣日向の讒言により宅を兵で囲まれた蘇我倉山田石川麻呂らは茅渟道から逃げ、山田の家へ向かったが、それを知った長子の興志は父を「今来の大槻」のもとに迎えたとある(孝徳紀大化五年三月戊辰条)、ここは雄略即位前紀に見える「新漢槻本」と同地とされる(『明日香村史』上)。このように、槻木に象徴される聖地は大和の各地に存在し、神社の鎮座地や埋葬地、儀式の場などに使用されたことが確認される。
- (16) 奈良県立橿原考古学研究所『飛鳥京跡』Ⅲ(二〇〇八年)に近年までの研究史のまとめがある。私見は、拙稿註(12)前掲論文および同「飛鳥浄御原の建物群」(『毎日新聞』五月八日夕刊、二〇〇六年)参照。
- (17) 蘭田香融「護り刀考」(『日本古代の貴族と地方豪族』塙書房、一九九二年、初出一九五四年)。
- (18) 佐藤宗諄「元正天皇論」(『古代文化』三〇―一、一九七八年)。
- (19) 米田雄介『正倉院と日本文化』吉川弘文館、一九九八年、九一―一〇一頁。
- (20) 東野治之「元正天皇と赤漆文槻木厨子」(橿原考古学研究所編『橿原考古学研究所論集』十三、吉川弘文館、一九九八年)、拙稿「聖武朝の政治と王族」(『家持の争点Ⅱ』高岡万葉歴史館叢書一四、二〇〇二年)、同『女帝の世紀』角川学芸出版、二〇〇六年。
- (21) 吉江崇「律令天皇制儀礼の基礎的構造―高御座に関する考察から―」(『史学雑誌』一一二―三、二〇〇三年)。満田さおり「仁寿殿・紫宸殿・清凉殿の空間構成と儀式―平安宮内裏の空間構成と儀式に関する歴史的研究Ⅰ―」(『日本建築学会計画系論文集』六三四、二〇〇八年)。
- (22) 吉江崇註(21)前掲論文は、天皇の床子座から椅子座への転換の画期を、弘仁九年の唐風化政策による座具の改変に求める。これに対して、

特集2 玉座

- 大隅清陽「座具から見た朝礼の変遷―養老儀制令12庁座上の史的意義―」(池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、二〇〇二年)は、天皇の椅子使用を七世紀以前に遡らす。
- (23) 塚田良道「古墳時代における坐の系譜」(『人物埴輪の文化史的研究』第三章、雄山閣、二〇〇七年、初出二〇〇〇年)。
- (24) 「跪坐」が貴人に対する伝統的な拜礼方法であったことは、大人と下戸の礼法を記した「魏志倭人伝」や立礼以前の跪礼・匍匐礼を記した『日本書紀』推古十二年九月条・天武十一年九月壬辰条、『続日本紀』慶雲元年正月辛亥条などから確認される。
- (25) 藤田豊八「胡床につきて」(『東西交渉史の研究』西域編及附編、岡書院、一九三三年)、原田淑人「日本における倚坐の習俗」(『東亜古文化論考』吉川弘文館、一九六二年、初出一九五二年)、小泉和子『家具と室内意匠の文化史』法政大学出版局、一九七九年、同「椅子と座―座り方の文化を中国・朝鮮・日本に見る―」(『アジアのなかの日本史』VI文化と技術、東京大学出版会、一九九三年)、李斌・船橋國男・奥俊信・鈴木毅・小浦尚子・本多道宏「中国における坐の様式の変遷過程に関する研究」(『日本建築学会計画系論文集』五一八、一九九九年)など。ただし、倚坐の導入時期や倚坐以前の正式な坐り方が跣坐か正座については、論者によって微妙に相違する。
- (26) 塚田良道註(23) 前掲論文。
- (27) 人物埴輪には腰掛けた男性が膝上で琴を弾く例があり(群馬県前橋市朝倉町出土の琴を弾く男性倚坐像)、腰掛けて琴を弾くことも可能であったと考えられる。
- (28) 『令義解』雑令。『政事要略』糾弾雑事、致敬拜礼下馬。『弘仁格抄』上、式部上。
- (29) 李斌ほか註(25) 前掲論文。
- (30) 吉江崇註(21) 前掲論文は、豊楽殿の床子座を示す『儀式』の記載を根拠に天皇の床子座から椅子座への転換を平安初期に想定する。しかしながら、当時はまだ大極殿儀の椅子座が消滅したわけではなく、床子座と椅子座の併存も想定される。
- (31) 註(14) 論文参照。
- (32) 拙稿「律令国家の王権と儀礼」(佐藤信編『日本の時代史』四、二〇〇二年)、同「首都平城京」(広瀬和雄・小路田泰直編『古代王権の空間支配』青木書店、二〇〇三年)。ちなみに、高御座は『延喜式』内

匠寮によれば八角形と推定されるが、孝徳朝に明確化する四方国の意識をさらに発展させ、国土の隅々までを支配する「天地八方」「八隅知之」の意識を形状としたと考えられている(和田萃註(11) 前掲論文)。したがって、时期的に近接する前期難波宮の東西八角堂や八角墳(舒明陵・天智陵など)との思想的な関連性についても今後、検討する必要がある。

(にとう) あつし・国立歴史民俗博物館